

第5章 個別施策

基本方針をもとに以下の施策を展開してまいります。特に重要な施策については、第4章で重点施策として取り上げています。

① 区民・事業者との連携推進

1-1 「めぐろ買い物ルール」の推進

1-2 PR・普及啓発の推進とさまざまな環境学習の機会の創出

1-3 地域団体等との連携推進

1-4 事業者との連携推進

② 2R(発生抑制・再使用)によるごみ減量と資源化(再生利用)の推進

2-1 2R(発生抑制・再使用)によるごみ減量の推進

2-2 新たな資源回収のあり方の検討

2-3 地域活動団体との協働

③ 安全・安心・安定的な収集・運搬体制の整備

3-1 高齢者などへの訪問収集の充実

3-2 ごみ集積所のあり方と戸別収集の検討

3-3 廃棄物処理コストの最適化に向けた検討

3-4 事業所に対する適正排出への指導の推進

3-5 優良事業所や集積所に対する表彰などの検討

3-6 不法投棄対策の実施

3-7 災害ごみへの対応

3-8 収集・運搬における低公害車の導入推進

④ 23区清掃事業の連携推進

4-1 適正処理困難物に関する処理情報の提供

4-2 事業系ごみの資源化推進

4-3 目黒清掃工場建替えに伴う対応

重点施策：

1 区民・事業者との連携推進

1-1 「めぐろ買い物ルール」の推進【重点施策】

⇒第4章 重点施策参照（P34）

1-2 PR・普及啓発の推進とさまざまな環境学習の機会の創出【重点施策】

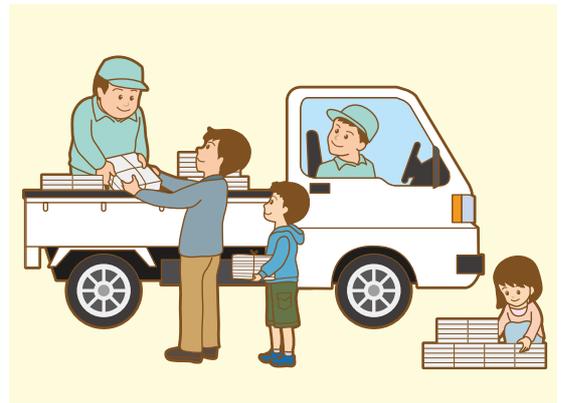
⇒第4章 重点施策参照（P36）

1-3 地域団体等との連携推進

古着・古布などの分別回収・資源化を進める取り組みについては、地域団体や自主活動団体、民間事業者、エコライフめぐろ推進協会等との連携と協働を推進します。

さらに、「めぐろ買い物ルール」の普及促進についても、地域団体等と連携してまいります。

また、地域団体との協働により、防鳥ネットの普及でごみ集積所の美化推進を図ります。



1-4 事業者との連携推進

区民・事業者が生活スタイルや事業活動を見直し、循環型社会に適合したものとなるよう、一体となった取り組みを進める必要があります。

そこで、容器包装の削減などごみの発生抑制に関する意見交換や具体的な取り組みについて、さらには「ごみゼロキャンペーン」や「めぐろ買い物ルール」の普及啓発の取り組みなどの際に、商店街や大型小売店舗との協調・連携を進めます。

2 2R(発生抑制・再使用)によるごみ減量と資源化(再生利用)の推進

2-1 2R(発生抑制・再使用)によるごみ減量の推進【重点施策】

⇒第4章 重点施策参照(P38)

2-2 新たな資源回収のあり方の検討【重点施策】

⇒第4章 重点施策参照(P40)

2-3 地域活動団体との協働

地域で活動している団体と協働し、自主的なリサイクル活動の活性化を目指し、その活動を支援していきます。

3Rと2R

3Rとは「リデュース(発生抑制)」、「リユース(再使用)」、「リサイクル(再生利用)」の3つのRのことであり、2Rはこのうち「リデュース・リユース」の2つのRのことです。

目黒区では、早くから「リサイクル」に取り組み、平成5年には「リサイクル推進都市宣言」を行い、その後も容器包装プラスチックの回収や使用済小型家電の回収などの事業化を進めてきました。これにより、リサイクル率について23区でも高い水準を維持しています。また、リデュースやリユースについても、区民一人ひとりが取り組みやすい具体的な行動例として、目黒区廃棄物減量等推進審議会から生まれた「めぐろ買い物ルール」を提唱し、この取り組みを多くの方が意識して行動することを目指しています。

近年では、国の第三次循環型社会形成推進基本計画においても、リサイクルより優先順位の高い2R等の取り組みの方向性が示され、東京都でも、廃棄物処理基本計画に基づき、2Rを重点的に取り組んでいるところです。

目黒区廃棄物減量等推進審議会答申でも、今後「リサイクル」より優先順位の高い2Rを積極的に進める施策の普及啓発が求められています。

3 安全・安心・安定的な収集・運搬体制の整備

3-1 高齢者などへの訪問収集の充実

一人暮らしの高齢者や障害をもつ方など、ごみの排出が困難な方に対する支援として、ごみの訪問収集に取り組んでいるところですが、高齢社会の進展により、対象者やごみ出しに伴う困難な事例がより増加することが見込まれます。これらの課題に対して適切に対応するための体制整備や方策を、関係所管と連携して取り組んでいきます。



3-2 ごみ集積所のあり方と戸別収集の検討【重点施策】

⇒第4章 重点施策参照（P42）

3-3 廃棄物処理コストの最適化に向けた検討

平成26年度の資源やごみの処理費用は年間約40億円に上り、区民1人当たりで換算すると約1万5千円の経費となります。現在、事業系ごみや家庭からの粗大ごみ、多量ごみ（一度に45ℓの袋5袋以上を排出する場合）については、排出者が有料シール券で一部処理費用を負担していますが、燃やすごみ、燃やさないごみについては、区の負担となっています。また、資源についても、資源化の処理費用などで約11億円の経費が必要となっています。

ごみの収集・運搬・処理など清掃経費のより効率的な運営をめざし、関係機関との連携・調整を踏まえ、最適な費用負担のあり方を検討していきます。また、この際に、区内全域での戸別収集の検討を踏まえて、燃やすごみ、燃やさないごみなどの家庭ごみの有料化についても検討を進めていきます。

3-4 事業所に対する適正排出への指導の推進【重点施策】

⇒第4章 重点施策参照（P44）

3-5 優良事業所や集積所に対する表彰などの検討

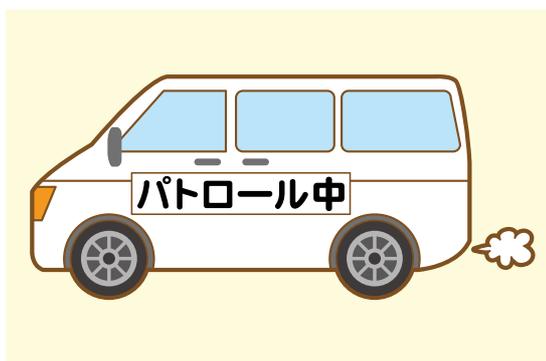
優良事業者に対するインセンティブの導入、事業者の士気高揚のための表彰制度などの導入について検討します。

さらに、過去に不適正な処理がなく、今後の排出処理に関する誓約書を提出した事業者は、「ホワイトリスト」に掲載し、優良事業者として排出指導対象事業者から除外することも検討していきます。



3-6 不法投棄対策の実施

区内の不法投棄の状況について迅速な現場確認を行い、区内外の関係機関と連携して、必要な対策を実施します。私有地への不法投棄については土地所有者に対する連絡や指導を、道路脇への不法投棄については道路管理者や警察等との連絡会での情報交換と協議をしていきます。



また、不法投棄を未然に防止するため、ごみ集積所への不法投棄における警告シールの貼付や警告表示板の設置等を進めます。

3-7 災害ごみへの対応

災害廃棄物処理計画の作成に必要な基準を、区の地域防災計画を踏まえて検討するとともに、他区、清掃一組、東京都、清掃事業者との連携のための仕組みづくりを進めます。

さらに、高い確率で起こるとされている首都直下地震時や大規模な風水害等に伴う災害ごみ、し尿処理を迅速かつ適正に処理する体制づくりを行います。

3-8 収集・運搬における低公害車の導入推進

ごみの収集・運搬車両からの排ガスによる環境影響負荷を低減するために、低公害車の導入を計画的に進めます。

4 23区清掃事業の連携推進

4-1 適正処理困難物に関する処理情報の提供

区において適正に処理することが困難であるため収集できない廃棄物※について、その適正な処理方法等の周知を推進してまいります。

また、事業者による自主回収・再資源化の実現に向けて、法改正や仕組みづくりを国や業界に対して要望していきます。

※区では収集できないもの

- テレビ・エアコン・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機
- 家庭用パソコン・パソコンディスプレイ
- その他（有害性・危険性のあるもの、特殊なもの）
 - ・石油類、バッテリー、土・砂・石など



4-2 事業系ごみの資源化推進

都の『東京都「持続可能な資源利用」に向けた取組方針』の動きを踏まえ、2020年のオリンピック・パラリンピック大会を契機に、東京都や他区と連携して事業系ごみの資源化を推進する施策を検討します。

4-3 目黒清掃工場建替えに伴う対応

目黒清掃工場については、平成29年度から平成34年度まで清掃一組による建替工事が予定されています。工事期間中も区民の安全・安心、環境負荷の低減を図ることを清掃一組に求めています。



完成予想図・外観イメージ（南側）

※平成28年1月27日現在 清掃一組より